

館山市公告第156号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づくPFI事業として、館山市学校給食センター整備運営事業を実施する民間事業者の選定について、総合評価一般競争入札を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び館山市財務規則（昭和39年規則第18号）第92条の規定により公告する。

平成30年11月7日

千葉県館山市長 金丸 謙一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

館山市学校給食センター整備運営事業

(2) 履行場所

館山市北条420-1他

(3) 事業期間

契約締結日から2040年8月31日まで

(4) 事業の概要

ア 目的

本事業は、新学校給食センターの建設に加え、施設の維持管理及び運営業務を包括的に発注することにより、民間のノウハウを活用したサービスの向上や経費削減を図りつつ、財政負担の平準化等を実現するため、PFI手法を用いて整備することを目的とする。

イ 業務内容

入札公告時に公表する要求水準書に示す。

(5) 予定価格

4,776,000,000円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

(6) 最低制限価格

設定無し。

(7) 入札方法

入札公告時に公表する入札説明書に示す。

(8) 入札説明書等の公表

入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集（以下総称して「入札説明書等」という。）を次のホームページで公表する。

<http://www.city.tateyama.chiba.jp/kyushoku/page100031.html>

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

### (1) 入札参加者が備えるべき資格

#### ア 入札参加者の構成等

(ア) 本事業の入札参加者は、本施設の建設業務を行う者、調理運營業務を行う者、配送業務を行う者、維持管理業務を行う者等により構成されるグループとする。なお、同一の者が複数の業務を兼ねて行うことを妨げない。

(イ) 入札参加者のうち、「SPCの設立等に関する要件」に示す特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を予定し、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「構成員」、構成員以外の者で、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とし、参加表明書提出時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

(ウ) 入札参加者は、参加表明書提出時に構成員の中から「代表企業」を定め、必ず当該代表企業が応募手続を行うこと。

(エ) グループの構成員又は協力企業は、他のグループの構成員又は協力企業になることはできない。また、グループの構成員又は協力企業の子会社又は親会社は、他のグループの構成員又は協力企業として参加することはできない。（「子会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいい、「親会社」とは、会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下、同じ。）

#### イ 入札参加者の資格要件等

入札参加者は、参加表明書提出時に代表企業の名称を明記し、必ず当該代表企業が入札手続を行わなければならない。

入札に当たっては、入札参加者は、構成員及び協力企業の名称並びに携わる業務を、それぞれ参加表明書に明記しなければならない。

#### ウ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

建設業務を行う者、調理運營業務を行う者、配送業務を行う者及び維持管理業務を行う者等は、次の要件をそれぞれすべて満たすこと。

##### (ア) 建設業務を行う者

a 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。

b 市の2018・2019年度の入札参加適格者名簿において、工種「建築一式工事」に登録されていること。

c 市の建築一式工事での格付がAで登録されていること。本市内に本店があるもの以外は、千葉県における建築一式工事の総合点数が1,110点以上であること。

##### (イ) 調理業務を行う者

a 市の2018・2019年度の入札参加適格者名簿において、業種「医療・医事・給食」に登録されていること。

b 2008年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に学校給食施設又は集団調理施設（同一メニューを1回1,500食以上又は1日3,000食以上を提供する調理施設）等における調理業務の実績及び運営能力を有していること。

(ウ) 維持管理業務を行う者

a 市の2018・2019年度の入札参加適格者名簿において、業種「建物管理・清掃」に登録されていること。

(エ) その他の業務を行う者

a 市の2018・2019年度の入札参加適格者名簿に登録されていること。

(2) 構成企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者になれない。

ア 法人でない者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 参加表明書の受付締切日から入札提出書類（提案書）の提出締切日までの間において、市の指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、更生計画が認可された者）を除く。）

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、再生計画が認可された者）を除く。）

カ 旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

ク 手形交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受けている者及び経営状態が著しく不健全である法人

ケ 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

(ウ) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が（ア）から（エ）までのいずれかに該当するもの

コ 暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じて、その事業活動に支配的影響力がある法人

サ 子会社又は親会社がエからコまでのいずれかに該当する法人

シ 館山市学校給食センター整備運営事業等PFI事業者選定委員会の委員が属する企業又はその企業の子会社若しくは親会社

ス 本事業の設計等業務を受託した企業（株式会社楠山設計）又は、その企業の子会社若しくは親会社

セ 市が、本事業についてアドバイザー業務を委託している三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託している弁護士法人関西法律特許事務所及び株式会社学給絵所舎並びにこれらの企業の子会社又は親会社

### (3) 参加資格の確認等

ア 参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

イ 資格確認通知を受けた入札参加者の構成員及び協力企業のいずれかが、参加資格確認基準日から入札提出書類の受付日までの間に、「入札参加者の参加資格要件（共通）」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。

(ア) 入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参加資格等を確認し、これを認めたとき。

(イ) 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業ですべての競争参加資格等を満たすことを市が認めたとき。

ウ 入札提出書類の受付日の翌日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、「入札参加者の参加資格要件（共通）」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

(ア) 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、市が参

加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

(イ) 構成員又は協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で、すべての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

### 3 入札手続等

#### (1) 参加表明書等の受付

入札参加者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書類を提出し、参加資格の有無について、市の確認を受けなければならない。参加表明書及び資格審査書類の提出書類は、資格審査時の提出書類を参考とし、様式集の提案書作成要領に従って提出すること。

#### ア 受付期間

2018年12月14日(金) 9:00から12:00までに必着

#### イ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。持参する場合には、事前に館山市教育委員会教育部教育総務課学校給食センターに連絡すること。郵送で提出する場合は、任意の封筒に入れ封印し、封筒の表には「館山市学校給食センター整備運営事業」と朱書きすること。

#### ウ 提出場所

館山市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター

住所：〒294-0045 千葉県館山市北条692-1

#### (2) 資格審査結果の通知等

市は、資格審査として、参加資格確認基準日をもって、入札参加者から提出された資格審査書類により参加資格の有無について確認を行う。

市は、資格審査の結果を2018年12月28日(金)までに入札参加者に対して通知する。

#### (3) 入札の辞退

資格審査通過者が、入札を辞退する場合は、2019年1月11日(金)までに、参加辞退届を館山市教育委員会教育部教育総務課学校給食センターに提出すること。また、提出は代表企業が持参すること。

なお、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### (4) 入札書及び事業提案書等の受付

資格審査通過者は次のとおり入札書及び事業提案書等を提出するものとする。なお、

様式、作成要領については、様式集を参照すること。また、提出は代表企業が行うものとする

ア 受付期間

2019年2月1日（金）9：00から12：00までに必着

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。持参する場合は、事前に館山市教育委員会教育部教育総務課学校給食センターまで連絡すること。

ウ 提出場所

館山市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター

住所：〒294-0045 千葉県館山市北条 692-1

エ 提出に関する留意点等

入札参加者は、消費税及び地方消費税（税率10%）を含んだ契約希望金額を見積り、入札書に記載すること。

オ 入札に当たっての留意事項

（ア）一般的注意事項

- a 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- b 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- c 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- d 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（イ）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合は、当該決定を取り消すものとする。

- a 入札に参加する資格がない者による入札
- b 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札
- c 本事業について、2通以上の入札をした者による入札
- d 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者による入札
- e 入札者の記名押印のない入札書又は押印制度のない国においては署名のない入札書による入札
- f 入札書中その要領が不明確な入札

- g 入札に関し不正の行為があった者による入札
- h 予定価格を超える価格で入札した者による入札
- i 入札価格内訳書の提出をしない者による入札
- j 提出書類に虚偽の記載をした者による入札
- k その他この入札説明書等で指定した以外の方法により入札をした者による入札

(5) 開札

提出された入札書につき下記のとおり開札を行う。

ア 開札日時

2019年2月1日(金) 15:00

イ 開札場所

館山市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター内2階会議室  
住所：〒294-0045 千葉県館山市北条692-1

4 落札者の決定

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札によるものとし、館山市学校給食センター整備運営事業等PFI事業者選定委員会において、あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、価格及びその他の要素を総合的に評価し、最も優秀な提案者を選定する。市は、選定を受けて落札者を決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに市ホームページに公表する。

5 入札保証金

免除する。

6 契約保証金

要する。

7 契約書作成の要否

要する。

8 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨(円)に限る。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成・提出時の入札参加者の入札に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。
- (3) 詳細は入札説明書等による。
- (4) 事業契約の締結については、館山市議会の議決を要する。ただし、議会の議決を得られない場合の事業契約は無効となり、発注者は損害の責を負わない。

9 問い合わせ先

館山市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センター

住所：〒294-0045 千葉県館山市北条 692-1

電話：0470-22-5050

E-mail：kyushoku@city.tateyama.chiba.jp

HP (URL)：http://www.city.tateyama.chiba.jp/kyushoku/page100031.html